

「週休2日工事（農林工事）」試行要領（令和7年5月 高岡市）

1 背景・目的

建設界における、週休2日工事の拡大に向けて、本要領により試行する。

2 週休2日工事の概要

発注者指定型では原則、対象工事現場において、現場閉所による月単位の週休2日を確保することとする。

『用語の定義』

週単位の週休2日：対象期間において、すべての週で2日間以上の閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の週休2日：対象期間において、すべての月で、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休2日：対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

週休2日：「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」の総称をいう。

4週8休：土・日に限定せず、工事現場を閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

現場作業の有無については、受注者に限らず下請負業者、資材業者、運搬業者及び測量業者等の現場で作業する全ての者を対象に判断しなければならない。

対象期間：工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期をいう。

- ・年末年始6日間、夏季休暇3日間
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

工事着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

現場完了日：工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。（現場事務所等の撤去を含む現場作業の全てが完了した日をいい、工事完成までの清掃や資料整理等の期間は含まない。）

3 試行対象工事

試行対象工事は、特記仕様書において対象工事であることを明示する。

(1) 発注者指定型

発注者が選定した月単位の週休2日に取り組む工事（原則全ての工事）

<参考> 発注者指定型の対象としない工事

- ・ 7日未満の工事
- ・ 国庫負担法に基づく災害復旧工事
- ・ 緊急性が高い災害復旧工事
- ・ 現場状況（出水期や関連工事等）に支障がある工事

(2) 受注者希望型

- 1) 前号を除く工事で、受注者が工事着手前に発注者に対し週休2日に取り組む旨を協議し、発注者が承諾したうえで取り組む工事。
- 2) 現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事として試行対象外工事で発注したもの、契約後に受注者から工事着手日から現場完了日までの対象期間が7日以上となる見込みであり、週休2日に取り組む旨の協議があった場合、発注者が承諾したうえで週休2日工事とすることができる。

4 試行工事の実施

4・1 発注者指定型の場合

【4.1.1 発注時】

(1) 工事費の積算

それぞれの経費を、以下のとおり補正する。

補正係数	農業農村整備事業		治山林道事業	
	週単位	月単位	月単位	通期
労務費	1.02	1.02	1.04	1.02
機械経費（賃料）	-	-	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.06	1.05	1.05	1.03
市場単価	別表1のとおり			
標準単価	別表2のとおり			

※鋼橋製作仮設工事、電気通信設備製作据付工事及び施設機械設備工事の補正の対象は、以下のとおりである。

①鋼橋製作架設工事

架設工事原価にかかる費用が、補正の対象である。

②電気通信設備製作据付工事

据付工事原価に係る費用（機器間接費は除く）が、補正の対象である。

③施設機械設備工事

据付工事原価に係る費用が、補正の対象である。

補正方法

(ア) 労務費 = 労務費 × 週休2日補正係数

(イ) 機械経費（賃料） = 機械経費（賃料） × 週休2日補正係数

(ウ) 共通仮設費（率分） = 対象金額 × 共通仮設費率
× 施工地域を考慮した補正係数 × 週休2日補正係数

(エ) 現場管理費（率分） = 対象金額 × 現場管理費率
× 施工地域を考慮した補正係数 × 週休2日補正係数

(オ) 市場単価 = 市場単価 × 週休2日補正係数

(カ) 標準単価 = 標準単価 × 週休2日補正係数

(2) 条件の明示

特記仕様書に「発注者指定型による週休2日工事」であることを明示する。（「5 特記仕様書への記載例」を参照）

【4.1.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(2) 施工計画書への記載

受注者は、施工計画書の提出にあわせて、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書の「その他」に記載し、提出する。

(参考) 施工計画書記載例

- ・本工事においては工事着手日から現場完了日までの対象期間のうち、月単位の週休2日を達成できるよう休日を取得する。
- ・なお、工事着手日は○月●日、現場完了日は○月●日を予定している。
- ・休日取得実績の確認は「別紙1」休日等取得実績書により行う。

なお、週単位の週休2日（農業農村整備事業）、通期の週休2日（治山林道事業）に取り組む場合は、その旨を施工計画書の提出前に工事打合簿により協議し、発注者が承諾したうえでそれぞれの週休2日工事とすることができる。

現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、「別紙」休日等取得実績書を提出する。

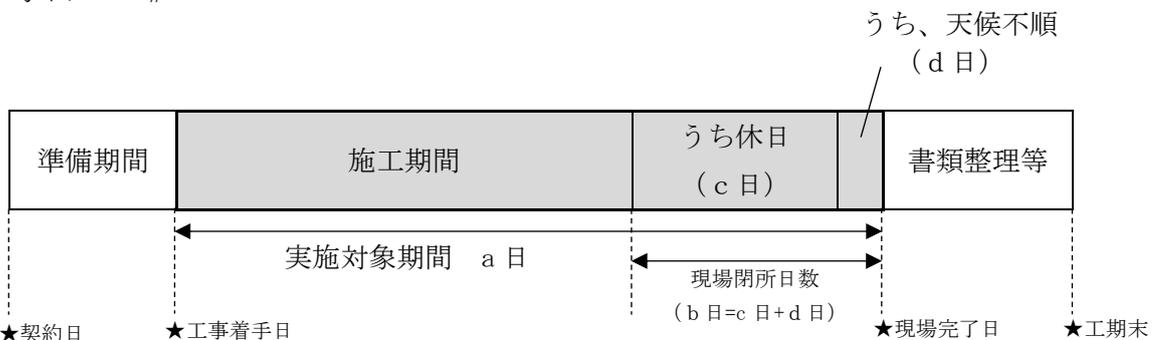
受注者は、休日等取得実績書を提出する際、作業日報等現場の休工を確認できる記録を監督員に提示する。

監督員は現場完成月以外でも必要に応じて休日等取得実績書の提出を求め、実施状況を確認することができる。

(3) 「現場閉所率」及び「週休2日」の確認方法

監督員は、休日等取得実績書に基づき、「現場閉所率」の実績を確認する。

《参考イメージ》



※年末年始・夏季休暇等を含む場合は、対象期間より除くこと

$$\text{現場閉所率 (\%)} = \text{現場閉所日数 (b)} \div \text{実施対象期間 (a)}$$

(4) 積算方法および設計変更

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗ずるものとする。なお、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて精算変更を行う。

【4.1.3 工事完成後】

(1) 工事成績評定

週休2日の達成状況（週単位、月単位、通期）に関わらず、加点、減点しない。

4・2 受注者希望型の場合

【4.2.1 発注時】

(1) 工事費の積算経費補正はしない。

(2) 条件の明示

特記仕様書に「受注者希望型による週休2日工事」であることを明示する。（「5 特記仕様書への記載例」を参照）

【4.2.2 契約から工事完成まで】

(1) 試行の実施

受注者は、週休2日工事の実施を希望する場合、施工計画書の提出前に工事打合せ簿により月単位、週単位（農業農村整備事業）または通期（治山林道事業）の週休2日の実施の協議を行う。発注者が、週休2日工事の実施を承諾した場合、週休2日工事を実施する。

ただし、週休2日工事の実施に伴う工期の変更はしない。（増工等による工期延長は通常どおり）

(2) 工事看板の設置

発注者指定型と同様（4・1を参照）

(3) 施工計画書への記載

発注者指定型と同様（4・1を参照）

(4) 「現場閉所率」及び「週休2日」の確認方法

発注者指定型と同様（4・1を参照）

(5) 精算変更

週休2日が達成された場合、達成状況に応じて、補正係数を乗じて精算変更を行う。
補正係数は発注者指定型と同様（4・1を参照）

【4.2.3 工事完成后】

工事成績評定

発注者指定型と同様（4・1を参照）

5 特記仕様書への記載例

(1) 発注者指定型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日工事（発注者指定型）

- 1 本工事は、月単位の週休2日に取り組むこととする。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休2日工事（農林工事）」試行要領（令和7年5月 高岡市）に基づくものとする。この試行要領は、高岡市ホームページのホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 規則・要綱等から入手できる。

(2) 受注者希望型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日工事（受注者希望型）

- 1 本工事は、受注者が週休2日に取り組むことを希望する場合、監督員と協議のうえ試行することができる。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休2日工事（農林工事）」試行要領（令和7年5月 高岡市）に基づくものとする。この試行要領は、高岡市ホームページのホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 規則・要綱等から入手できる。

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、令和6年6月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月15日以降に作成する設計書から適用する。

市場単価方式の補正係数

名称	区分	農業農村整備事業		治山林道事業	
		週単位	月単位	月単位	通期
鉄筋工		1.02	1.02	1.04	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.03	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.04	1.02
法面工		1.01	1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.03	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		-	-	1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	-	-
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	-	-
橋面防水工		1.01	1.01	-	-
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.02	1.01

標準単価方式の補正係数

名称	区分	農業農村整備事業		治山林道事業	
		週単位	月単位	月単位	通期
区画線工		1.02	1.02	1.04	1.02
排水構造工		1.02	1.02	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.01	1.03	1.02
	人力	1.02	1.02	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	-	-

